○北陸地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び三百五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
加賀市分校町に五五番から同市分校町ヌ八一番一まで	前	一二・〇〇～五二・五〇メートル
	後	三一・〇〇～五五・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び三百五号	加賀市分校町に一九番二から同市分校町と一八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月七日

○中部地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号及び四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
美濃加茂市島町二丁目字抜戸一三六三番五から同市古井町下古井字大脇二六一〇番一	前	一〇・六九～一八・一〇メートル
	後	一七・五四～一八・一〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号及び四十一号	美濃加茂市島町二丁目字抜戸一三六三番五から同市古井町下古井字大脇二六四三番三まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所
四十一号	美濃加茂市森山町三丁目字大首一八四番一から同市森山町三丁目字前畑一三八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十一年八月七日

○九州地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福岡県築上郡上毛町大字八ツ並四八七番一から同町大字垂水一六〇四番一まで	前	二三・五〇～四四・〇〇メートル
	後	二三・五〇～四二・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	福岡県築上郡上毛町大字八ツ並四八七番一から同町大字宇野二九六番一まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月七日

○北海道開発局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

北海道開発局長　関　克己

一 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
美唄市字峰延五一番三九地先から同市字カーウシュナイ四六一番一〇まで	前	二七・二七～四〇・〇〇メートル
	後	二七・二七～四四・三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部